

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 13 | 予防接種関連事務 基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
|---|--|
| つがる市は、予防接種法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 | |
|----------|--|
| 青森県つがる市長 | |

| 公表日 | |
|-----------|--|
| 令和5年6月15日 | |

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 予防接種関連事務 |
| ②事務の概要 | <p>本事務は、予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して、予防接種の実施、接種事務の報告、給付の支給に関する事務を行うものである。</p> <p>番号法においては、次の事務に使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の対象把握 ②予診票、予防接種済証の発行 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 <p>・中間サーバーを通じ、番号法別表第二に基づく、特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録並びに予防接種の実施後における接種記録等の登録、管理並びに他市町村への接種記録の照会及び提供</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染書予防接種証明書の交付を行う。</p> |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 宛名システム 4. 中間サーバー 5. 住民登録システム 6. ワクチン接種記録システム(VRS) |

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 予防接種管理ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一 10項、49項、76項、93の2の項 ・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条、40条、54条、67条の2 |
|--------|---|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | |
|---------|----------|---|
| ①実施の有無 | [実施する] | <選択肢> |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | | <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16項の2、16項の3、17項、18項、19項、69項の2、70項、115項の2 <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条の2、12条の3、13条、13条の2、39条、59条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16項の2、16項の3、26項、56項の2、87項、102の2項、115項の2 <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条の2、19条、30条、44条、59条の2 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 健康推進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康推進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | つがる市役所 健康福祉部 健康推進課 〒038-3131 青森県つがる市木造千年3-3(つがる市民健康づくりセンター内) 電話番号:0173-23-4311 FAX:0173-23-4313 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | つがる市役所 健康福祉部 健康推進課 〒038-3131 青森県つがる市木造千年3-3(つがる市民健康づくりセンター内) 電話番号:0173-23-4311 FAX:0173-23-4313 |

II しきい値判断項目

| | |
|---------------------------------------|--|
| 1. 対象人数 | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|--|--------------|----------|---|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない | | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない | | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [○] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> | 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成29年4月1日 | I－5－②所属長 | 長谷川光子 | 対馬繁樹 | 事後 | 人事異動により |
| 平成29年4月1日 | IIの2. いつ時点の計数か | 平成27年1月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | IIの2. いつ時点の計数か | 平成27年1月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Iの5.②所属長 | 対馬 繁樹 | 成田 正隆 | 事後 | 人事異動による |
| 平成30年4月1日 | IIの2. 対象者数 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | IIの2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 表紙 特記事項 | 予防接種法関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含める事で万全を期している。 | 削除 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IIの2. 対象者数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IIの2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | IIの2. 対象者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和2年4月1日 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | IIの2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和2年4月1日 | 事後 | |
| 令和3年1月22日 | Iの1. ②事務の概要 | 本事務は、予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して、予防接種の実施、接種事務の報告、給付の支給に関する事務を行うものである。 番号法においては、次の事務に使用。 ①予防接種の対象把握 ②予診票、予防接種済証の発行 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 | 本事務は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して、予防接種の実施、接種事務の報告、給付の支給に関する事務を行うものである。 番号法においては、次の事務に使用。 ①予防接種の対象把握 ②予診票、予防接種済証の発行 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和3年1月22日 | I の4. ②法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 ・16の2、17、18、19の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2の項 <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【情報照会の根拠】 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供の根拠】 ・第12条の2 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 别表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 ・16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2、115の2の項 <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【情報照会の根拠】 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 ・第12条の2、第59条の2 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | IIの2. 対象者数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 | 令和3年4月1日 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | IIの2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 | 令和3年4月1日 | 事後 | |
| 令和3年6月4日 | I の1. ② | <p>本事務は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して、予防接種の実施、接種事務の報告、給付の支給に関する事務を行うものである。</p> <p>番号法においては、次の事務に使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の対象把握 ②予診票、予防接種済証の発行 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 | <p>本事務は、予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して、予防接種の実施、接種事務の報告、給付の支給に関する事務を行うものである。</p> <p>番号法においては、次の事務に使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の対象把握 ②予診票、予防接種済証の発行 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 | 事後 | |
| 令和3年6月4日 | I の3. 法令上の根拠 | <p>行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一 10項 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条 | <p>行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一 10項 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------------------|---|---|------|---|
| 令和3年6月4日 | I の4. ②法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 ・16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2、115の2の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 ・第12条の2、第59条の2</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 ・16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2、16の3、115の2の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 ・第12条の2、第59条の2</p> | 事後 | |
| 令和3年8月6日 | I 一② 事務の概要 | ・中間サーバーを通じ、番号法別表第二に基づく、特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを通じ、番号法別表第二に基づく、特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録並びに予防接種の実施後における接種記録等の登録、管理並びに他市町村への接種記録の照会及び提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染書予防接種証明書の発行 | 事後 | |
| 令和3年8月6日 | I 一③ システムの名称 | 1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 宛名システム 4. 中間サーバー 5. 住民記録システム | 1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 宛名システム 4. 中間サーバー 5. 住民記録システム 6. ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | |
| 令和3年8月6日 | I 一④②法令上の根拠 | 第19条第7号 | 第19条第8号 | 事前 | 番号法第19条第4号以降に号ズレが生じたことによる修正。 施行日は令和3年9月1日。 |
| 令和4年4月1日 | II の1. 対象者数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 | 令和4年4月1日 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | II の2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 | 令和4年4月1日 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | Iの5. 評価実施期間における担当部署 | 福祉部 健康推進課 | 健康福祉部 健康推進課 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|------------------------------|---|--|------|------------|
| 令和4年4月1日 | Iの7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | つがる市役所 総務課 〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-2111 FAX:0173-42-3069 | つがる市役所 健康福祉部 健康推進課 〒038-3131 青森県つがる市木造千年3-3 (つがる市民健康づくりセンター内) 電話番号:0173-23-4311 FAX:0173-23-4313 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | Iの8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ | つがる市役所 総務課 〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-2111 FAX:0173-42-3069 | つがる市役所 健康福祉部 健康推進課 〒038-3131 青森県つがる市木造千年3-3 (つがる市民健康づくりセンター内) 電話番号:0173-23-4311 FAX:0173-23-4313 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | I の3. 法令上の根拠 | 行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 10項 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条 | 1. 行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 10項、49項、76項、93の2の項 ・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条、40条、54条、67条の2 | 事後 | 根拠の不足指摘のため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------------------|--|---|------|------------|
| 令和4年4月1日 | I の4. ②法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 別表第二 <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16の2、16の3、115の2の項 <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条の2、第59条の2 | <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16項の2、16項の3、17項、18項、19項、69項の2、70項、115項の2 <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条の2、12条の3、13条、13条の2、39条、59条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16項の2、16項の3、26項、56項の2、87項、102の2項、115項の2 <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条の2 19条 30条 44条 59条の2 | | 根拠の不足指摘のため |
| 令和5年4月1日 | II の1. 対象者数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 | 令和5年4月1日 | 事前 | |
| 令和5年4月1日 | II の2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 | 令和5年4月1日 | 事前 | |